公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第６８９号

横浜市青葉区梅が丘11番地56　プライムヒルガーデン302、前住所横浜市青葉区あざみ野南２丁目４番地３　ヴィラージュあざみ野102

債務者　勝　　亮二

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８３５号

横浜市港北区日吉７丁目20番48―204号

債務者　鈴木　隆夫

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　有佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４５５号

大阪市住之江区新北島３丁目２番51―308号

債務者　森下　誠顕

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　哲弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４７９号

大阪市住之江区粉浜西３丁目１番６―1006号

債務者　植田　将徳

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７８３号

広島市安佐北区小河原町79番地６

債務者　粟野　貴裕

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風呂橋　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４４６号

愛知県海部郡大治町大字西條字平ケ野38番地の１　ボラールシュテルン106号、従前の住所愛知県津島市蛭間町字桝田277番地

債務者　５たす５ことデジアートダイニング笑人こと　神頭　宏之

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　朝子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４４７号

名古屋市北区上飯田南町３丁目20番地の２　メゾン豊田302号

債務者　てっぱん居酒屋笑人ことデジアートダイニング笑人こと　柴田　達来

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　朝子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１３３８号

大阪府枚方市香里園山之手町49番56―201号

債務者　水野　央子

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀順一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４８１号

大阪府大東市深野３丁目23番２号

債務者　渡邉　貴広

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４９１号

大阪市北区曽根崎１丁目７番12号

債務者　北村　享子

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５９０号

横浜市緑区三保町2570番地１　県営ハイム三保１棟103号

債務者　千田　雅代

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下田　麻衣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７５５号

横浜市港北区下田町４丁目１番16―305号

債務者　長岡　茂治

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　康代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６６号

兵庫県尼崎市南塚口町１丁目23番９号　コート松下201

債務者　ぷりんと博士尼崎店こと　清浦　伸吾

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三道　政弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３５７号

名古屋市中村区岩塚町字郷中70番地

債務者　寺尾　信人

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横江　俊祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１３４号

大阪市生野区中川５丁目２番14号

債務者　後藤　修一

1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　麻友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部